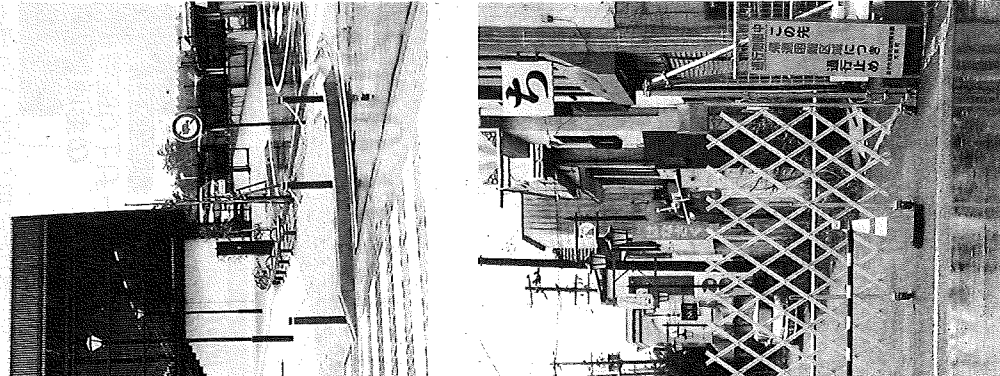


静寂



大震災・東京電力福島第一原発内での被災地の撮影を統括する講演会を国内外で開催している。

東京五輪の聖火リレーが走るはずだった三月二十六日午前、記者は福島県沿岸部の聖火リレーコースの道路に向かった。いわき市のJR常磐線いわき駅の道路には「TOKYO 2020」の看板が掛かり、駅前道路の両側には五輪スポンサーの旗が掲げられていたが、祝祭の風量はまったくなかった。大熊町役場前の道路脇には、聖火リレーの

ため正午から午後四時まで「通行止め」なることを告げる交通規制の看板が立っていた。リレーコースではないが、富岡町の夜ノ森駅にも足を向けてみた。無人の駅前広場で、早咲きのサクラがきれいな花を咲かせていた。駅が接する帰還困難区域の一部道路は三月に自由に通れるようになったが、この日は道路沿いのバリケード前に立つ警備員しか見

ることができなかった。「復興五輪」。原発事故の被災者を中心とする違和感があると言われてきたこの言葉を、来年も使うのだろうか。(写真・飛田豊秀、文・長久保安美)



「被災地の記録」は今回で最終回となりま

員会が開設する周遊拠点「古閑裕而まちなか青春館」＝写真＝が、5月中旬にオープンする。

福島市大町のNTT東日本福島支店大町ビルの1階にあり、広さは約130平方メートル。大型ビジョンで古閑さんの歩みや功績を紹介する。館内には古閑さんの写真や作品を紹介するパネルを展示。古閑さんの生家である呉服店「喜多三」の看板や、古閑さんが撮影した当時の市内の街並みの映像などの資料を公開する。開館期間は10月31日まで。期間中無休。入場無料。

日本橋 MIDDETTE しま館

営業時間 平日・午前10時30分～午後8時
土・日・祭日・午前11時～午後6時
(年末年始は休館)
TEL 03(6262)3977

* 毎月第2木曜日に掲載していた「ふくしまインフォメーション」は今回で終了します。

日々論々

新型コロナと報道の自由

あるいは政府方針と異なる意見が排除されるという状況は、「有事において起きがちであって、民主主義社会にとって最も危険なことである。

政府の都合のよい情報のみを伝達することであってはならない。そのためには、報道機関の側が「NO」といえるかどうかが問われるということ

とは、原則と例外の逆転であって、本来は例外でなければならぬ制約が、国家の都合で原則になることを意味する。こうした主張に対しては、すぐに、「国難の折に筋論は言っている暇はない」という批判が寄せられる。しかし

一気に失う危険性をばらばらしている極めて危険な一歩であること、十分に認識すべきだ。言論報道活動に限らず、教育・文化・芸術を含む広く表現活動は、私たち自身の成長や社会全体を豊かにするために

視点

見張り塔からメデアの今



専修大教授・山田健太さん

新型コロナウイルス封じ込めのため、世の中全体が、政府や自治体により強い措置を期待する状況が生まれている。そうしたなか、早くも報道の自由に大きな影響が出始めた。

一部の地方議会において一般市民の傍聴を制限するだけでなく、取材のための傍聴も禁止したり自粛を求めたりする事例が発生しているからだ。さらに発言禁令後の七日の首相記者会見では、取材できる記者を大幅に制限した。一社につき記者一人にしたほか、抽選制の導入ということまでフリップスや雑誌協会加

盟社などに大幅なしわ寄せが及んだと伝えられている。パニックを防ぐ最良の方法は、的確・迅速で正確な情報の伝達だ。その役割を担うのは政治家ではなく報道機関であるべきだ。少なくとも、政府発表の情報だけが流れる

特措法の規定は、宣言後は報道機関に「総合調整」を求めることができるとある(二〇条ほか)。調整の結果が、

政府に「NO」言えるか

政府がイベントの開催の必要性の検討を要請
2.26 政府がイベントの開催の自粛・美術館・博物館・美術館の中止・延期を要請
2.28 政府が全国小中高の一時休業を要請
2.29 北海道が法に基づいて緊急事態宣言を出し、外出自粛を要請
2.29 安倍首相が記者会見(3月14日、28日)にもこのところから「記者の関与を閉鎖が一般化している」と発言
3.1 「劇場閉鎖は演劇の死」との意見書を発表
3.9 政府が中国・韓国からの入国を制限。その後順次、対象国を拡大。同時に出国も自粛を要請
3.13 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立
3.19 大阪府が兵庫県と往来などの自粛を要請
3.20 政府が3密となる行動の抑制を要請
3.25 東京都が不要不急の外出自粛を要請
3.26 特措法に基づいて政府対策本部を設置
4 県知事が共同メッセイジで外出自粛を要請
3.27 文化庁が長官声明「文化芸術に関わる全ての人々の安全を確保し、文化芸術の発展を促進する」を発表
3.28 署名運動が活発化し、特措法に基づいて本法的対応方針を発表
3.30 事態宣言発令について緊急事態宣言の運用を協議
3.31 小池百合子都知事が自相と会談し特措法の運用を協議
4.7 緊急事態宣言を発令する記者数の制限を

に、生活必需品同様、必要不可欠からざるものである。だから、これらはいずれも法に基づき、極めて限定的に制限を受けることが、例外的に許されるにすぎない。

今回の一時的な活動停止が、経済的なダメージを含め、芸術インフラが回復困難な状況に陥る危機にあると認め、する方もされる方も超法規的措置に慣れることの危険がある。国の言うことを聞くのが当然の雰囲気醸成だ。これまでも村度が問題に

なってきたが、自粛要請は「村度の命令」のようなものである。

丸裸になった後で、あの時手放した自由や権利を取り戻したいと思っても返ってはこない。不安感から前のめりになりがちな時だけに、自粛や宣言を受け入れる前に、もう一度その「重さ」を再確認することが、政治家だけでなく私たち一人一人に求められる。命も自由も、守らねばならない。

(毎月第2木曜日に掲載)